



スポーツ庁

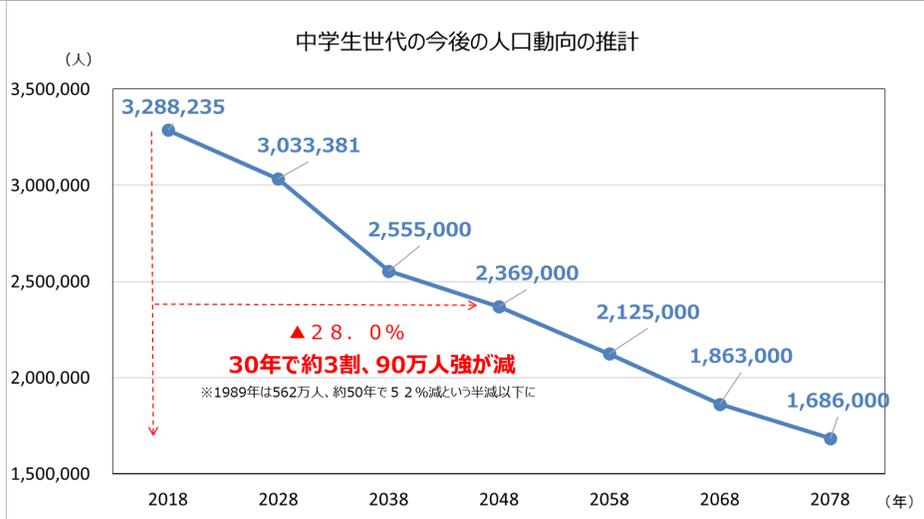
# 運動部活動の地域移行と地域スポーツ環境の整備について

---

令和4年9月  
スポーツ庁

# 少子化・人口減少の加速化

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で**生徒数/学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。**



中学生世代の人口数は4月1日時点において12~14歳の者の数  
厚生労働省作成「人口動態統計」月報(2017年5月)により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口(平成29年推計)詳細結果表」の「1. 出生中位(死亡中位)推計」を基に算出。

# 運動部当たりの参加人数(中学生)

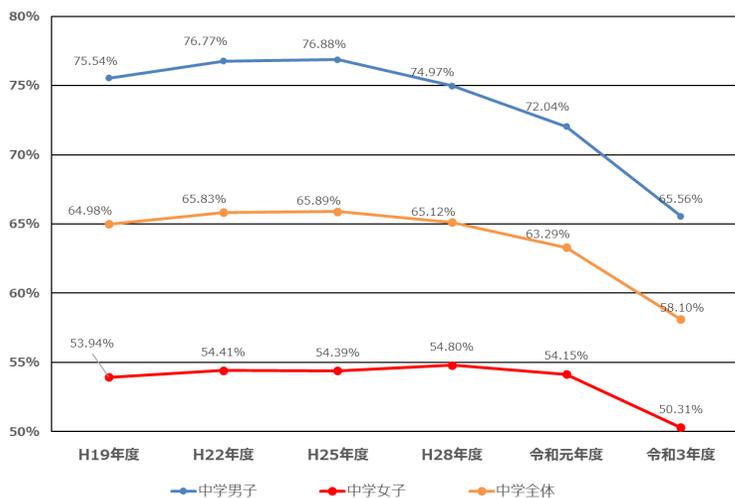
- 1運動部当たりの**参加人数は近年減少傾向**にあり、令和3年度については、16.4人である。



(出典) 日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

# 運動部活動 参加率(中学校)

- 運動部活動への**参加率は減少傾向**にある。



(出典) 学校基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

# 教師の部活動に係る勤務状況(中学校)

- 中学校教諭が**土日に部活動・クラブ活動に関わる時間は、10年前に比べて約2倍**で負担がより増加。

中学校教諭の1日当たりの学内勤務時間(持ち帰り時間は含まない。)の内訳

	平日			休日		
	平成18年度	平成28年度	増減	平成18年度	平成28年度	増減
<b>全体</b>	<b>11:00</b>	<b>11:32</b>	<b>+0:32</b>	<b>1:33</b>	<b>3:22</b>	<b>+1:49</b>
a 朝の業務	0:34	0:37	+0:03	0:00	0:01	+0:01
b 授業	3:11	3:26	+0:15	0:00	0:03	+0:03
c 授業準備	1:11	1:26	+0:15	0:05	0:13	+0:08
d 学習指導	0:05	0:09	+0:04	0:00	0:01	+0:01
e 成績処理	0:25	0:38	+0:13	0:03	0:13	+0:10
f 生徒指導(集団)	1:06	1:02	-0:04	0:00	0:01	+0:01
g 生徒指導(個別)	0:22	0:18	-0:04	0:00	0:01	+0:01
<b>h 部活動・クラブ活動</b>	<b>0:34</b>	<b>0:41</b>	<b>+0:07</b>	<b>1:06</b>	<b>2:09</b>	<b>+1:03</b>
i 児童会・生徒会指導	0:06	0:06	±0:00	0:00	0:00	±0:00
j 学校行事	0:53	0:27	-0:26	0:02	0:11	+0:09
k 学年・学級経営	0:27	0:37	+0:10	0:01	0:04	+0:03
l 学校経営	0:18	0:21	+0:03	0:01	0:03	+0:02
m 会議・打合せ	0:29	0:25	-0:04	0:00	0:00	±0:00
n 事務・報告書作成	0:19	0:19	±0:00	0:02	0:02	±0:00
o 校内研修	0:04	0:06	+0:02	0:00	0:00	±0:00
p 保護者・PTA対応	0:10	0:10	±0:00	0:02	0:03	+0:01
q 地域対応	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
r 行政・関係団体対応	0:01	0:01	±0:00	0:00	0:00	±0:00
s 校務としての研修	0:11	0:12	+0:01	0:00	0:01	+0:01
t 会議・打合せ(校外)	0:08	0:07	-0:01	0:00	0:01	+0:01
u その他の校務	0:17	0:09	-0:08	0:03	0:04	+0:01

※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。  
※平成18年度は、第5期(H18.10.23~11.19)の集計結果と比較。平成18年度は、「週休日」のデータで比較。  
※「教諭」について、平成28年度調査では、主幹教諭・指導教諭を含む。(主幹教諭・指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。)  
(出典) 文部科学省初等中等教育局「教員勤務実態調査(平成28年度)」の集計(確定値)を基にスポーツ庁において作成

# 運動部活動改革のこれまでの経緯・取組について

## ✓ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）

生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動がバランスのとれた心身の成長等を重視し、**地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施**されることを目指す。

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備**を進める。

## ✓ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中教審答申・平成31年1月）抜粋

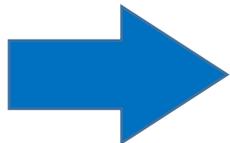
特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、**将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。**

## ✓ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（衆・令和元年11月、参・12月）抜粋

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、**部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。**

## ✓ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月）抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、**令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。**



令和3年度より、予算事業として「**地域運動部活動推進事業**」（2億円）を新設し、休日の部活動の段階的な地域移行や合理的で効率的な部活動を推進。

# 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



## 部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

## 持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

## 改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

## 具体的な方策

### I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保  
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

### II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

## I. 休日の部活動の段階的な地域移行 (学校と地域が協働・融合したスポーツ環境の整備)

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、様々な課題に総合的に取り組むために、**全国各地の拠点校(地域)**において実践研究を実施し、**研究成果を普及**することで、休日の地域部活動の全国展開につなげる。

### 拠点校(地域)における実践

### 成果の検証・普及

### 情報発信



#### ◆実現方策の検討

⇒ 成果や課題について評価・分析を行い、関係者とともに解決方策や地域の実情に応じた地域移行の進め方を検討



#### ◆地域移行説明会の実施

⇒ 拠点校における優れた取組や成果を域内に展開し、全市町村において取組を促進



#### ◆シンポジウムの開催

⇒ 全国における多様な好事例を情報発信し、部活動改革の実現に向けた取組を加速化



## II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域での合同部活動によるスポーツ活動機会の充実に向けた実践研究を実施する。
- スポーツ医科学の知見に基づいた科学的なトレーニングの導入や効率的な部活動の管理・運営の推進など、ICTを活用しつつ、短時間で効果的な活動の推進に向けた実践研究を実施する。

## III. 生徒にとって望ましい大会の推進

- 大会の在り方の見直しに向けて、調査・実践研究を実施する。
  - 地方大会の実態を踏まえ、参加大会数の設定や参加大会の精選の考え方・手法等について明らかにする。
  - 令和5年度以降を見据え、学校単位に限らず、生徒の多様なニーズに対応できる大会形式やレギュレーション等の在り方を検討し、先導的なモデルを創出する。

生徒にとって望ましい持続可能な運動部活動と学校の働き方改革の両立を実現

# 令和3年度地域運動部活動推進事業 （休日部の活動の段階的な地域移行に関する実践研究）の状況について

- ✓ 現在、**47都道府県、12政令指定都市に委託**し、受け皿整備等について、**市部及び町村部での実践研究**を実施。（102市区町村）
- ✓ **地域部活動の受け皿**としては、総合型クラブや競技別クラブなど**地域のスポーツクラブ**や、関係団体のとりまとめや総合調整を担う**教育委員会**等がある。

< 実践研究における部活動の受け皿の状況（事業計画）について >

	計	政令市	市区	町村
①地域スポーツクラブ （総合型クラブ、競技別クラブ等）	41 (40%)	3 (25%)	22 (37%)	16 (53%)
②教育委員会等	24 (24%)	3 (25%)	14 (23%)	7 (23%)
③体育（スポーツ）協会	7 (7%)	0	5 (8%)	2 (7%)
④民間スポーツ事業者	7 (7%)	4 (33%)	4 (7%)	0
⑤競技団体 （陸上協会、サッカー協会等）	6 (6%)	1 (8%)	3 (5%)	2 (7%)
⑥その他 （保護者会、地域学校協働本部等）	17 (17%)	2 (8%)	12 (20%)	3 (10%)
<b>合計</b>	102 (100%)	12 (100%)	60 (100%)	30 (100%)

※「市区」には、県立学校での取組を含む

# 令和3年度地域運動部活動推進事業 （休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究）の状況について

## < 実践研究における主な取組概要について① >

	都道府県	市町村名	種目	運営団体	指導者	関係団体	概要
① 地域 スポー ツクラ ブ	茨城県	つくば市	陸上競技 バレーボール ソフトテニス 卓球 野球 剣道 バスケットボール サッカー	・市民団体「洞峰地区文化スポーツ推進協会」 ・総合型スポーツクラブ「つくばFC」	・地域指導者（スポーツクラブ） ・社会人 ・大学生 ・教師（兼職兼業）	・つくばスポーツアカデミー（陸上） ・つくばユナイテッドSun GAIA（バレー） ・つくてニ（ソフトテニス） ・つくば明光卓球クラブ（卓球） ・筑波大学大学院野球コーチング論研究室（野球） ・grow（バスケ） ・谷田部少年剣友会（剣道） ・BCつくば（バスケ）	・校長・PTAを中心に市民クラブを設立し、中学生のスポーツ活動の機会を確保。 ・多種目にわたる地元のクラブチームと連携して、所属の選手が月一回程度、顧問に代わって中学生を指導。
	岐阜県	羽島市	野球 剣道 陸上 ソフトテニス	はしまなごみスポーツクラブ	・地域指導者（総合型クラブ） ・大学生 ・教師（兼業兼職）	・羽島市スポーツ協会 ・岐阜聖徳学園大学	・原則、すべての運動部活動の休日活動をクラブ化。 ・生徒のクラブへの加入は希望制。 ・平日の部活動や休日の大会参加は、引き続き学校の部活動として実施。
② 教育 委員 会	山口県	周南市	軟式野球 ソフトテニス バレーボール 卓球	周南市教育委員会	・社会人（自営業・民間企業等） ・教師（兼職兼業） ・部活動指導員	・周南市体育協会 ・周南市首長部局関係課 ・秋月中学校区地域教育ネット ・秋月中学校PTA組織	・教育委員会が中心となり、関係団体と連携して拠点校の全運動部で休日の部活動の地域移行を実施。 ・地域指導者には、運営主体が主催し、研修会を実施。
③ 体育 協会	富山県	南砺市	バドミントン ソフトテニス なぎなた ソフトボール	南砺市体育協会	社会人	関係競技団体	・地域の体育・スポーツ団体等による小学校段階から中学校段階までの一貫した指導体制の構築を目指す。 ・休日における部活動や域内大会への参加（引率）を地域の指導者が担い、顧問教員が関わらないあり方について実証し、課題を整理。

# 令和3年度地域運動部活動推進事業 （休日部の活動の段階的な地域移行に関する実践研究）の状況について

## ＜ 実践研究における主な取組概要について② ＞

	都道府県	市町村名	種目	運営団体	指導者	関係団体	概要
④ 民間 スポー ーツ	東京都	日野市	陸上競技 バスケットボール	スポーツデータバンク(株)	・地域指導者(コニカミノルタ) ・民間指導者(bjアカデミー)	・コニカミノルタ(株) ・(一社)bjアカデミー ・日野市体育協会	・地元企業の協力を得て、実業団で競技経験を有する社 会人が主に土曜日に中学生を指導。 ・部活動の顧問と緊密な連携を図りつつ、顧問に代わり指 導を実施。
⑤ 競技 団体	新潟県	長岡市	バスケットボール サッカー 軟式野球 柔道 ソフトテニス バドミントン	・長岡市バスケットボール協会 ・長岡市サッカー協会 ・長岡市野球協議会 ・長岡市柔道連合会	・地域指導者(競技団体) ・地域指導者(企業チーム) ・教師(兼職兼業) ・部活動指導員	・長岡市学校教育課 ・長岡市スポーツ振興課 ・(公財)長岡市スポーツ協会 ・ヨネックス株式会社	・市教委、市スポーツ所管課、市スポーツ協会の連携・調 整を図る職員を配置。 ・関係団体横断型で、市における地域部活動を実践。 ・地元企業(ヨネックス)と連携した指導者派遣を実施。 ・長岡市スポーツ活動ガイドライン「NAGAOKA SPORTS Compass」に基づく活動の実施。
⑥ その他 (地域 学校 協働 本部)	滋賀県	彦根市	バスケットボール 剣道 ソフトテニス 卓球	中学校区支援地域協議会	地域指導者(スポ少指導者) 退職教員 部活動指導員	彦根市体育協会	・「地域学校協働本部」において、地域のスポーツ団体等の 協力を得ながら、「土曜日・放課後活動」の一環として実 施することで、今後地域部活動をどの学校でも実践するた めの方向性を示す。

# 運動部活動の地域移行に係る先行事例

## 東京都日野市

- ・ 地元企業の協力を得て、実業団で競技経験を有する社会人が主に土曜日に中学生を指導
- ・ 部活動の顧問と緊密な連携を図りつつ、顧問に代わり指導を実施

運営主体：日野市教育委員会  
活動場所：日野第二中学校（生徒数501人）、三沢中学校（生徒数741人）  
活動頻度：週に1回（主に土曜日）  
指導者：社会人（実業団選手・元選手）、スポーツ団体指導者  
謝金：指導者2,252円/1時間（交通費380円/1日）  
参加者：75名  
参加費：0円  
協力：コニカミルタ（株）、日野自動車株式会社、（一社）bjアカデミー、スポーツデータバンク（株）等

## 岐阜県羽島市立 竹鼻中学校

- ・ 令和3年4月から、休日の運動部活動を総合型地域スポーツクラブの活動に移行
- ・ 休日における活動は、希望する生徒のみが参加
- ・ 平日の部活動や休日の大会参加は、引き続き学校の部活動として実施

運営主体：総合型地域スポーツクラブ（はしまなごみスポーツクラブ）  
活動場所：竹鼻中学校（生徒数563人）、地域のグラウンド等  
活動頻度：休日  
競技種目：野球、サッカー、男女テニス、男女バスケットボール、男女バレーボール、陸上、卓球、剣道、柔道  
指導者：クラブの指導者、外部指導者（保護者など）  
謝金：1,000円/1回 参加者：300名程度  
参加費：500円程度/月（別途要保険料）

## 富山県朝日町立 朝日中学校

- ・ 令和3年4月から、学校部活動の一部を地域クラブの活動に移行
- ・ 地域クラブ活動の指導者は、原則、従来より学校部活動の指導に関わっている部活動指導員・スポーツエキスパート・競技協会会員であり、学校部活動との連携に取り組む

運営主体：朝日町型部活動コミュニティクラブ  
活動場所：朝日中学校（生徒数211人）、隣接する町体育施設（体育館、武道館、屋内・屋外グラウンド、テニスコートなど）  
活動頻度：週1～3回（平日1～2回、休日1回）  
競技種目：バスケットボール、柔道、剣道、卓球、陸上、バレーボール、ソフトテニス  
指導者：地域指導者（部活動指導員、スポーツエキスパート、競技協会会員）  
謝金：6,000円/月 参加者：約130名 参加費：0円

## 大分県大分市立 野津原中学校

- ・ 令和3年4月から、休日のみならず平日を含めた全ての運動部活動を段階的に総合型地域スポーツクラブに移行
- ・ 中体連主催の大会については、引き続き学校部活動として参加
- ・ 休日の練習試合等はクラブの活動として参加

運営主体：総合型地域スポーツクラブ（NPO法人七瀬の里Nスポーツクラブ）  
活動場所：野津原中学校（生徒数63人）  
活動頻度：平日4日、休日1日  
競技種目：硬式テニス、男子バスケットボール、女子バレーボール  
指導者：クラブの指導者  
謝金：1,600円/1時間  
参加者：25名  
参加費：0円

# 運動部活動の地域移行に関する検討会議について

## 趣旨・目的

令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ること等を踏まえ、**運動部活動の地域への移行を着実に実施**するとともに、地域におけるスポーツ環境を整備し、**子供たちがそれぞれに適した環境でスポーツに親しめる社会を構築**することを目的として、**運動部活動の地域における受け皿の整備方策等について検討**する。

## 概要

### メンバー

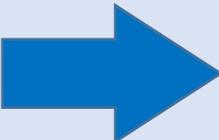
- ✓ 有識者
- ✓ 地方自治体  
(教育委員会、スポーツ振興部局)
- ✓ 学校関係者  
(全日本中学校長会、日本中学校体育連盟、  
日本PTA全国協議会)
- ✓ スポーツ関係者  
(日本スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ全国協議会、  
日本スポーツ少年団、中央競技団体、大学スポーツ協会、  
笹川スポーツ財団、日本フィットネス産業協会、民間事業者)

### 主な検討事項

- 1) 地域における受け皿の整備方策
  - 2) 指導者の質及び量の確保方策
  - 3) 運動施設の確保方策
  - 4) 大会の在り方
  - 5) 費用負担の在り方 等
- ※検討対象は主に中学校の部活動とする。



過去の検討会議の情報や提言は、  
こちらからご参照ください。  
(スポーツ庁ホームページ)



上記メンバーの下で、1～2か月に1回のペースで会議を開催し、検討事項について議論を行い、**令和4年6月6日に、検討会議座長よりスポーツ庁長官へ提言を手交。**

## 運動部活動の地域移行に関する検討会議委員（20名）

有識者 （3名）	○ 内田 匡輔	東海大学体育学部体育学科 教授
	末富 芳	日本大学文理学部教育学科 教授
	◎ 友添 秀則	公益財団法人日本学校体育研究連合会 会長
地方自治体 （4名）	清水 秀一	茨城県教育庁学校教育部保健体育課 課長
	石川 智雄	長岡市教育委員会学校教育課 総括副主幹
	若山 典	岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課 課長
	西 政仁	生駒市生涯学習部スポーツ振興課 課長
学校関係者 （3名）	市川 嘉裕	公益財団法人日本中学校体育連盟 副会長
	齊藤 正富	全日本中学校長会総務部 部長
	佐藤 博之	公益社団法人日本PTA全国協議会 副会長
スポーツ関係者 （10名）	池田 敦司	一般社団法人大学スポーツ協会 専務理事
	石井 朗生	公益財団法人日本陸上競技連盟 事務局次長兼経営企画部長
	石塚 大輔	スポーツデータバンク株式会社 代表取締役
	遠藤 啓一	日本スポーツ少年団 副本部長
	影山 雅永	公益財団法人日本サッカー協会 技術委員会委員、技術委員会育成部会長、ユース育成ダイレクター
	金沢 敬	公益財団法人日本スポーツ協会 事務局次長
	松村 剛	一般社団法人日本フィットネス産業協会 事務局長
	山本 明	公益財団法人日本バスケットボール協会 強化育成グループ 育成担当 シニアマネージャー
	吉田 智彦	公益財団法人笹川スポーツ財団 研究調査グループ長
	渡邊 優子	総合型地域スポーツクラブ全国協議会 副幹事長

◎：座長 ○：座長代理

## 1. 運動部活動の意義と課題

※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む）における運動部活動を対象

### 意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 参加生徒の状況把握や問題行動の抑制。学校への信頼感、一体感や愛校心の醸成。

### 課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で厳しさを増しており、**中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行**。  
＜生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人＞
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。  
＜土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増＞
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

### これまでの対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）  
：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）  
：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

## 2. 目指す姿

### 目指す姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。  
このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

## 3. 改革の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする**
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途**  
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、  
地域の実情等に応じ、可能な限り早期の実現を目指す)
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、  
地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の  
充実等にも着実に取り組む**
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**

※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



- ・ガイドラインの改訂
- ・地方公共団体における推進計画の策定・実施
- ・公的な支援

## 4. 運動部活動の地域移行に関する課題への対応

### 新たなスポーツ環境

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

### 大会

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

### スポーツ団体等

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討

### 会費や保険

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

### スポーツ指導者

- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

### 学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

### スポーツ施設

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策
- ・スポーツ団体等に管理を委託

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

## 1. 経緯

- 検討会議提言においては、運動部活動の地域移行の推進のため、国から日本スポーツ協会（JSPQ）、各競技団体、日本中学校体育連盟等に対しては大会の在り方の見直し等について、また、スポーツ安全協会に対してはスポーツ安全保険の充実について、要請すべき内容が盛り込まれた。
- 併せて、スポーツ庁や各地方公共団体等が、幅広い関係者の協力も得て、地域におけるスポーツ環境整備を着実に実施するとともに、検討会議に参画した関係団体及びその他の関係団体等において、提言の内容を着実に実施することが求められた。
- これを受け、令和4年7月26日、スポーツ庁長官からJSPQ、日本中学校体育連盟、スポーツ安全協会に対し、要請文を手交したものの。

## 2. 主な要請内容

### 日本スポーツ協会（JSPQ）

下記の取組を進めるよう要請。また、JSPQに加盟している競技団体や都道府県体育・スポーツ協会等（以下「加盟団体」という。）に対し、本要請を周知し、加盟団体の主催大会において、生徒の志向等を踏まえて大会の在り方、参加資格、引率規定の見直し等について、令和4年度中に結論を出すよう促すとともに、JSPQにおいて必要な協力や支援を行うよう要請。

#### 1 地域におけるスポーツ活動の実施主体の確保

- ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団など多様な実施主体を想定しながら対応。
- ・総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の全国での運用開始、質的向上。地方公共団体等との連携による課題解決に向けた取組促進。
- ・将来的に、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団を融合した地域スポーツクラブ（仮称）を形成し、運動部活動を融合していくことも考えられる。

#### 2 地域におけるスポーツ指導者の質の保障・量の確保

- ・競技団体等の主催大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。より多くの指導者が資格取得を目指すような制度設計。
- ・指導技術の担保や生徒への適切な指導力等の質の評価。暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶にも留意。
- ・公認スポーツ指導者のマッチングサイトの活用。

#### 3 大会の在り方の見直し等（加盟団体の主催大会における見直し等への協力・支援）

##### （1）地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加機会の確保

- ・加盟団体が主催する大会への参加資格について、学校単位に限定している場合は、地域のスポーツ団体等の参加も認める。

##### （2）今後の大会の在り方

- ・自分のペースでスポーツに親しみたい生徒や、複数種目の活動に参加する生徒等の成果発表の場としてふさわしい、都道府県・市町村単位の大会開催。
- ・生徒にとってふさわしい全国大会の在り方や、適切な大会の運営体制等の検討。種目毎に適正な回数に精選。国と連携しつつ、関係者で協議・検討。
- ・生徒や地域のスポーツ団体等が自分たちにふさわしい場を選択できるようにしていく（リーグ戦、能力別リーグ等）。大会全体の在り方も関係者で検討。

##### （3）大会参加生徒の安全確保

- ・空調設備の整った会場の確保。確保できない場合、夏季を避ける。大会開催の基準として、気温や湿度、暑さ指数（WGBT）等の客観的な数値を示す。
- ・天候不順等により日程が過密になった場合、試合数の減や大会の打ち切りなど、生徒の体調管理を最優先に対応。

##### （4）大会引率・運営に係る教師の負担軽減

- ・外部指導者による大会引率を可能とする。引率規定の見直し。
- ・大会運営は、主催者の団体等の職員により担われるべき。人員が足りない場合、外部委託やアルバイトの雇用等により補充。大会運営の体制の見直し。
- ・参加チームに対して審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合、顧問・指導者に対して、主催者のスタッフとなることを委嘱。
- ・JSPQ、笹川スポーツ財団及び日本スポーツボランティアネットワークは、スポーツボランティア活動の推進に取り組むよう連携。

## 日本中学校体育連盟

下記の取組を進めるよう要請。また、生徒の志向等を踏まえた大会の在り方や引率規定の見直し等について、令和4年度中に結論を出すよう要請。都道府県等の中学校体育連盟の主催大会においても同様の見直しが行われるよう促すとともに、そのための必要な協力や支援を行うよう要請。

### 大会の在り方の見直し等

#### (1) 地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加機会の確保

- ・令和5年度から地域のスポーツ団体等の全国中学校体育大会への参加を認めることとしており、その着実な実施を図る。
- ・都道府県等の中学校体育連盟が主催する大会において同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。

#### (2) 今後の大会の在り方

- ・自分のペースでスポーツに親しみたい生徒や、複数種目の活動に参加する生徒等の成果発表の場としてふさわしい、都道府県・市町村単位の大会開催。
- ・生徒にとってふさわしい全国大会の在り方や、適切な大会の運営体制等の検討。種目毎に適正な回数に精選。国と連携しつつ、関係者で協議・検討。
- ・生徒や地域のスポーツ団体等が自分たちにふさわしい場を選択できるようにしていく（リーグ戦、能力別リーグ等）。大会全体の在り方も関係者で検討。

#### (3) 大会参加生徒の安全確保

- ・空調設備の整った会場の確保。確保できない場合、夏季を避ける。大会開催の基準として、気温や湿度、暑さ指数（WGBT）等の客観的な数値を示す。
- ・天候不順等により日程が過密になった場合、試合数の減や大会の打ち切りなど、生徒の体調管理を最優先に対応。

#### (4) 大会引率・運営に係る教師の負担軽減

- ・外部指導者による大会引率を可能とする。引率規定の見直し。
- ・大会運営は、主催者の団体等の職員により担われるべき。人員が足りない場合、外部委託やアルバイトの雇用等により補充。大会運営の体制の見直し。
- ・参加チームに対して審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合、顧問・指導者に対して、主催者のスタッフとなることを委嘱。
- ・JSPO、笹川スポーツ財団及び日本スポーツボランティアネットワークによるスポーツボランティア活動の推進に関する取組等と連携。

## スポーツ安全協会

### スポーツ安全保険の補償内容の充実

- ・運動部活動の地域移行後も、地域でスポーツを行う生徒や保護者が安心できるよう、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と同程度の補償が受けられるスポーツ保険の整備。（既にスポーツ安全保険の補償内容の充実に向けた検討が行われているところ、引き続き、速やかな実施に向けて取組を推進。）



スポーツ安全協会において、スポーツ安全保険について、災害共済給付制度と同程度の補償とすることを決定・関係団体に通知（令和4年7月27日）

# 地域スポーツクラブ活動体制整備事業等

令和5年度要求・要望額 10,193,182千円  
 (前年度予算額 1,517,423千円)



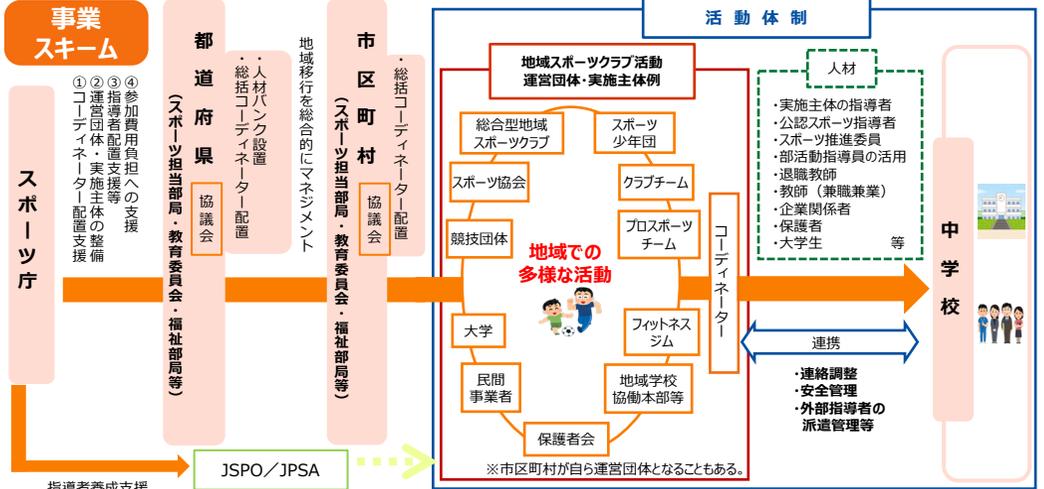
## 方向性・目指す姿

- 令和5年度以降の休日の運動部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、**スポーツ団体等の整備充実、指導者確保、参加費用負担への支援等を総合的に推進。**
- 地域の実情に応じスポーツ活動の**最適化**を図り、**体験格差を解消。**
- **少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。**学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上。**
- **自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。**部活動の意義の継承・発展、**新しい価値の創出。**
- **地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保。**

## 事業内容

### I. 運動部活動の地域移行に向けた支援 7,669百万円 新規

- ① コーディネーター配置支援等体制整備** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
  - ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの配置や協議会の設置等の体制を構築する。
  - ・地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体と中学校との連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターを配置する。
- ② 運営団体・実施主体の整備充実** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
  - 地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組等を支援する。
- ③ 指導者配置支援等体制整備等**
  - ・実技指導等を行う指導者を配置 (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1するとともに、広域的な人材バンクを設置 (補助割合：国1/3、都道府県2/3) する。
  - ・指導者養成のための講習会等の開催や、資格制度の改革等を行う。  
(日本スポーツ協会補助・日本バラスポーツ協会補助[再掲])
- ④ 参加費用負担への支援** (補助割合：国1/2、市区町村(指定都市含む)1/2)
  - 経済的に困窮する世帯の子供が地域スポーツクラブ活動に参加できなくなるような、地域移行に伴い新たに必要となる会費等について支援を行う。



### II. アドバイザー事務局の設置・派遣等 142百万円 新規

アドバイザー事務局を設置し、全国の自治体等からの相談業務やアドバイザー派遣等を行う。

### III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 366百万円 拡充

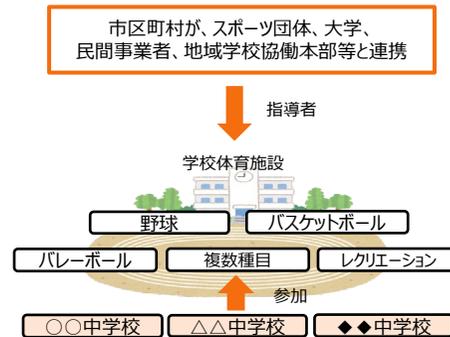
地域スポーツクラブ活動のモデル創出(全運動部活動を地域スポーツクラブ活動とする取組、複数種目・体験型キャンプの取組等)に係る実践研究、拠点校における合理的で効率的な活動の推進、子供にとって望ましい大会の推進等に取り組む。

### IV. 中学校における部活動指導員の配置支援 2,016百万円 拡充

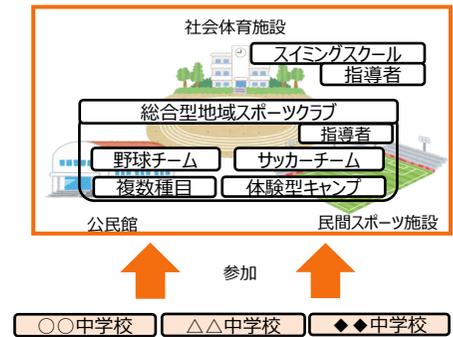
各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

部活動指導員の配置を充実【18,000人】

#### 体制例① <市区町村が運営団体>



#### 体制例② <民間/総合型地域スポーツクラブが運営団体>



※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。  
 ※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。  
 ※3 toto助成については、助成メニュー(施設整備・マイクロス配置等)の中で、運動部活動の地域移行に特化した支援を検討中。

# 地域スポーツ連携・協働再構築推進プロジェクト

令和5年度要求・要望額

29,028千円

(前年度予算額)

28,512千円)



## 背景・課題

地域のスポーツ活動は、住民の体力や健康の保持増進だけでなく、地域コミュニティの維持にも重要な役割を果たしており、地域課題を解決するために、市町村・地域レベルで行政と関係者（学校、スポーツ関係団体、民間企業等）が連携体制を構築し、以下の取組等により、地域住民が、自走可能なものにしていけるように実証事業で支援する。

### 【実施例】

- ・市町村・地域において行政と関係者（学校、スポーツ関係団体、民間企業等）が連携体制を構築。
- ・関係者をつなぐコーディネーター等を活用し、優秀な指導者を地域やクラブの枠を超えて活用する等それぞれのスポーツ団体や民間企業等の強みを生かした活動の展開。
- ・埋もれている多彩な指導者の発掘・創出による地域スポーツ推進体制の強化。
- ・地域住民が集まりやすく、気軽に活動できる地域スポーツ拠点の創出。
- ・地域の関係団体の強みや施設を活用し、様々なスポーツ活動を体験できるようなイベント・キャンプの開催 等

## 事業内容

- 受託先：都道府県
- 件数・単価：3都道府県×約950万円
- 費目：謝金、旅費、貸借料、消耗品、会議費等
- 下記4つの課題を選択し（複数選択可）、連携体制構築による地域課題解決を実施

① 既存スポーツ関係団体等のそれぞれの強みを生かしたスポーツ活動の展開

③ 既存公共施設等を活用した地域に根差したスポーツ環境の創出

② 多様な住民のニーズに対応できる多様な指導者の発掘・創出

④ スポーツを通じた地域における共生社会の実現に向けた取り組み



### アウトプット（活動目標）

- 各関係団体の連携した取り組みの増加
- スポーツ活動に参加する住民の増加
- 多彩なスポーツ活動の展開
- インクルーシブなスポーツ活動の展開

### アウトカム（成果目標）

- 初期（令和4年頃） 各団体の取り組み例の増加
- 中期（令和5～7年頃） 地域住民が集まる地域スポーツ拠点増加
- 長期（令和8年頃） 地域のスポーツ人口が拡大

### インパクト（国民・社会への影響）

- スポーツを通じた地域コミュニティの活性化
- 明るく豊かで活力のある地域の創出
- 地域住民の医療費削減

## 背景・課題

地域住民がさらにスポーツへの意識を高め、主体的に運動・スポーツに取り組むようになるためには、地域におけるスポーツ環境を充実させ、安心安全な「場」の提供が必要である。

このため、安心安全で、地域の課題・ニーズに応えた運動・スポーツの機会を地域住民に提供できるよう、地域スポーツ環境の基盤強化に対する支援を行い、その取り組みに対して広く周知する。

## 事業内容

### ●地域のスポーツ環境整備を推進するための中央協議会の設置等

地域のスポーツ環境整備を推進する場として、日本スポーツ協会を中心に、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等の地域スポーツ関係者、有識者、日本医師会等で構成する中央協議会を設置。

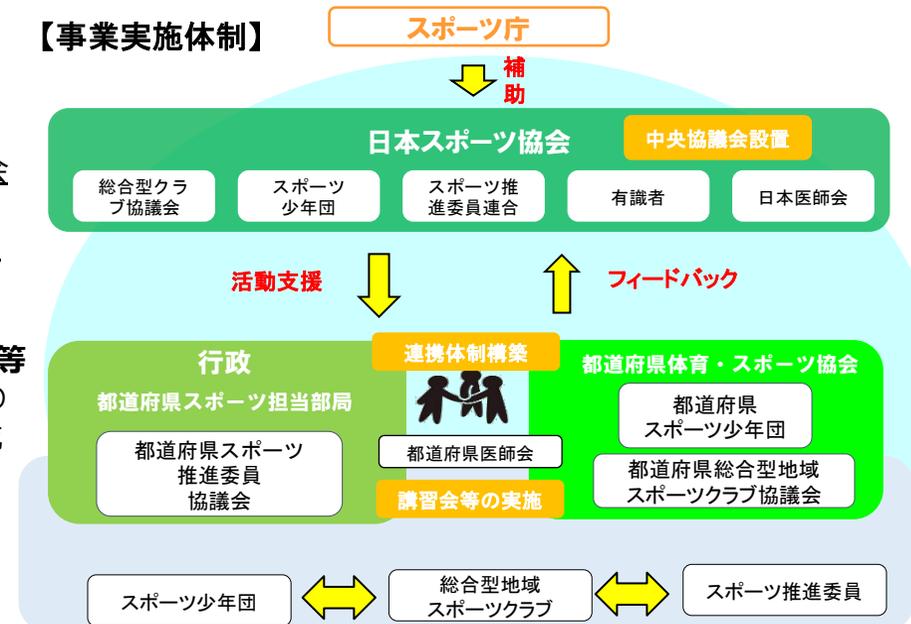
「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の認証基準や運動部活動の地域移行等に対する地域への活動支援方策等を検討・策定する。

### ●地域のスポーツ環境整備に向けた取組を加速させる連絡会議の設置等

各地域の課題解決に向けた連携体制を構築するため、地方自治体の体育・スポーツ協会、地方自治体、地域のスポーツ団体の関係者で構成する連絡会議を設置。

中央協議会で検討された「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」や運動部活動の地域移行等に対する地域への活動支援方策等の実施に向けた取組を加速させる。

### 【事業実施体制】



### アウトカム

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度等を通じ、身近で、安心安全かつ効果的にスポーツを楽しむことができる環境が創出される。

### インパクト (国民・社会への影響)

地域住民がスポーツに親しむ機会が充実し、スポーツ参画人口が拡大することで、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができる。

## 背景・課題

人生 100 年時代を迎えるに当たり、生涯を通じて健やかに過ごすためには、運動・スポーツを通じて健康増進や健康寿命の延伸を実現することが必要不可欠であるが、運動習慣形成には幼児期の運動遊びの経験が重要であると言われている。

「体力・運動能力調査」では、成人のスポーツ習慣と、小学生時に運動を楽しみと感じていたことには強い相関が認められている。さらに、小学生時に運動を楽しみと感じた子供は、未就学時の外遊び回数が多いことが指摘されている。

このように、幼児期の運動習慣作りは、子供の体力向上はもとより、成人以降のスポーツ習慣や高齢期以降の健康の保持にも大きな影響を及ぼすものである。

以上のことを踏まえ、家庭や学校をはじめ、地域において、幼児及び小学校児童を対象に、その発達段階に応じた運動習慣の形成に取り組むことにより、子供の体力向上を目指し、さらに、生涯に渡って運動やスポーツを継続する人が増えるよう取り組むものである。

## 事業内容

幼児及び小学校児童を対象とし、発達段階に応じて、地方自治体の幼児に関わる関連部署や域内の教育委員会、体育・スポーツ協会、大学等の各種団体や、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校等が連携し、子供の望ましい運動習慣形成に取り組む。また、子供の運動習慣形成には子供を取り巻く保護者や先生等（以下、保護者等）の考えが大きく影響することから、保護者等の意識・行動変容を促すことが重要である。普及事業を行う地方自治体と、調査等を行う大学等の研究機関が連携することにより、より効果的な情報提供の内容・方法について検討し、実践する。

### ① 幼児期からの運動遊び普及事業の実施

- 保護者等を対象とした子供の「運動遊び」の重要性に関する普及・啓発と、幼児及び小学校児童を対象とした「運動遊び」を提供する。また本事業終了後も継続的に取り組まれるよう、その効果や在り方について検証を行う。

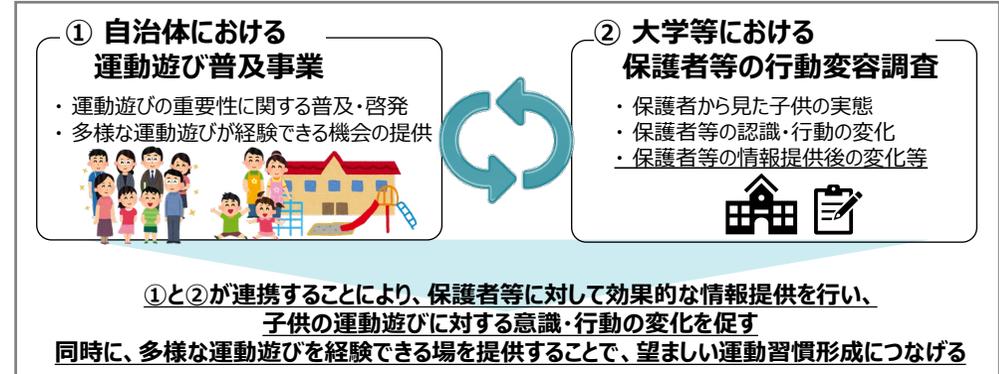
- 件数：都道府県（教育委員会含む）8箇所程度

### ② 保護者等の運動遊びに関する行動変容調査の実施等

- 子供の体力・運動能力と、学校外における生活習慣（運動、学習、スクリーンタイム、食事、睡眠等）の関係について実態を把握するため、保護者等に対する調査を実施

- 調査に関する運営（企画、実施支援）及び結果の分析、情報提供内容の検証等

- 件数：大学等の研究機関 1箇所



	アウトプット (活動目標)			アウトカム (成果目標)	インパクト (国民・社会への影響)
	令和4年	令和5年	令和6年		
都道府県	8	8	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児に関わる関連部署が連携して域内の子供の望ましい運動習慣を形成する体制を整え、推進する都道府県が増加する（8ヶ所×3年）</li> <li>検証に基づいた効果的な情報を全国へ普及</li> </ul>	幼児期から運動遊びを楽しむ児童が増えることで地域スポーツの整備とあわせて運動・スポーツを楽しむ人口が増え、健康社会が実現する
啓発回数	144	144	144		

※都道府県ごと約3カ所、年間6回の普及・啓発活動を実施